

亀岡市指定給水装置工事事業者  
各種届出等のご案内

《各種変更》

変更事項 必要書類	代表取締役	支店長等※5	会社役員	代表者	所在地		事業所の名称		電話番号変更	FAX番号変更	主任技術者選任／解任	備考
	法人	法人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法／個	法／個	法／個	
指定事項変更届出書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	※1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		変更のあった日から30日以内 ※2
誓約書	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>									
定款	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					直近のコピー（余白に原本証明） ※4
登記簿の謄本	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					発行日から3ヶ月以内のもの（原本）
住民票						<input type="checkbox"/>						発行日から3ヶ月以内のもの
亀岡市指定給水装置 工事事業者証							<input type="checkbox"/>					当市発行のものを返却→ 新指定証を発行※3
給水装置工事主任技術 者選任・解任届出書	/										<input type="checkbox"/>	変更のあった日から14日以内 選任の場合は主任技術者の免状の コピー添付

※1 廃止届を提出後、新たに新規で申請してください。

※2 変更のあった日から、届出期日を過ぎた場合は遅延理由書を提出してください。

※3 指定給水装置工事事業者証を紛失された場合は、紛失届を提出してください。

※4 原本証明の例

本書は原本と相違ないことを証明いたします。
〇〇年〇〇月〇〇日
株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

※5 支店長等（法人）の変更については、当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業者の名称が支店名で登録の場合のみ必要になります。

《事業の廃止・休止・再開》

区分	提出期限	必要書類
廃止・休止	30日以内	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書 ※亀岡市指定給水装置工事事業者証を返却してください。
再開	10日以内	指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書

≪組織変更又は合併の場合の届出等≫

申請者	内容	具体例	届出方法	
個人	法人化	個人→法人 (法人→個人も同様の取扱い)	廃止・指定申請	
	相続	個人が死亡し、相続人が事業を継続したいとき	廃止・指定申請	
法人	組織変更	合同会社 合名会社 合資会社 } 株式会社	廃止・指定申請	
		有限会社 → 株式会社	指定事項変更届	
		合同会社・合名会社・合資会社間		
	合併	指定工事店Aと 指定工事店Bが合併	AがBを吸収合併	Aは指定事項変更届、 Bは廃止届
			新会社C設立 (新設合併)	A、Bともに廃止届、 Cが指定申請
		会社Aと 指定工事店Bが合併	Aが指定工事店Bを 吸収合併	Aが指定申請、Bは廃止届
新会社C設立 (新設合併)			Bは廃止届、Cが指定申請	